

平成24年2月23日制定

組 合 員 規 約

(目的)

第1条 この規約は、定款第5条の規定に基づき、組合員の権利義務に関する事項について定める。

(組合員の権利と義務)

第2条 組合員は、総会で定められた試験研究の実施計画に基づき行われる試験研究のうち、自己が実施することにつき組合と合意した業務を誠実に実行するとともに、組合又は理事長に対して所定の方法により報告を行うものとする。

2 前項の場合、組合員は、分担依頼された項目につき研究費の支給を受けるものとする。なお、支給方法等については、別途規則で定める。

(守秘義務)

第3条 組合員は、本組合の存続期間中及び解散後においても、本組合の運営及び事業に関する事実、資料及び情報並びに本組合の運営及び事業に関して知り得た他の組合員に関する事実、資料及び情報の一切を秘密として保持し、事前に理事長又は当該他の組合員の書面による同意を得ることなく第三者に開示漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 知得時に公知または既知であるもの
- (2) 知得後に自己の責によらず公知となったもの
- (3) 知得時に既に保有していたことが書面により明らかなもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく適法に知得したものの。

なお、定款第43条に基づき設置される技術委員会及び同委員会規約第3条に定める分科会に参加する組合員が開示又は受領する技術情報の取扱いについては、当該技術委員会及び分科会に参加する組合員間で別途締結する秘密保持契約を適用するものとし、本条の適用外とする。

(研究内容及びその成果の公表)

第4条 組合員は、試験研究の内容及びその成果を第三者に発表又は報告する場合は、事前に全組合員の下承を得るものとする。

(知的財産権)

第5条 組合員は、「知的財産の取扱いに関する細則」に従い試験研究によって得られた発明等にかかる知的財産権を取り扱うものとする。

(譲渡制限及び分割請求禁止)

第6条 組合員は、本規約等に定められた権利及び義務の全部又は一部を、理事会の承認を得ることなく第三者に譲渡してはならない。権利の分割請求についても同様とする。

(協議)

第7条 本規約に定めなき事項及び組合員の間で疑義のある事項については、全組合員が誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

(本規約の改廃)

第8条 本規約の改正又は廃止は、総会の議決をもってこれを行う。

附 則

この規約は、平成24年2月23日から施行する。